

国民からの意見募集(パブリックコメント)により寄せられた意見及びその対応案

<意見の分類>

- A : 検討の対象とするもの
- B : 施策実施に当たっての要望として、担当府省庁において参考とするもの
- C : 単に賛意や感想を述べているもの、個別の事件に関するものなど
- D : すでに検討済みのもの
- E : 犯罪被害者等基本計画の見直しの中での検討になじまないもの
- F : 事実誤認に基づくもの

国民からの意見については、事務局において、最も関わりが深いと考えられる具体的施策等に割り振った上で、内容を一部要約等するほか、同趣旨の意見については1つにまとめている。

I 計画期間・基本方針・重点課題・推進体制

番号	意見内容	分類案	備考
1	<p>広範な領域で、様々な被害者支援施策が掲げられていることを高く評価する。これらが実現すれば、我が国の被害者支援は、大いに前進することは間違いないと考える。</p> <p>したがって、基本計画やそれに基づく具体的な施策を作成する際、検証や評価の指標になる、定量的もしくは定性的な目標を書き込むことが必要と考える。</p> <p>本骨子には、例えば、「図る」、「努める」といった表現が多数使われており、これでは検証や評価ができないと考える。</p>	A	<p>前文の「推進体制」の「フォローアップの実施」において、「定量的に把握することに努め、これが困難な場合にもできる限り定性的に把握する」ことを盛り込むこととする。</p>
2	<p>被害を受けた少年自体だけではなく、その兄弟たちに対する施策が相変わらず欠けているように思う。多くの被害少年の兄弟たちには、公共的な支援は全くない。早急な対応をして欲しいと切に思う。</p>	A	<p>第17回基本計画策定・推進専門委員等会議における「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援」の検討で、「自らが犯罪被害者となった場合のみならず、兄弟姉妹が被害に遭った子供」も自ら声を上げにくい類型として、各構成員間で認識を共有した。このような専門委員等会議における検討や御意見を踏まえて、前文において、兄弟姉妹が被害に遭った子供に対しても、適切な支援を実施していかなければならないことを明記することとする。</p> <p>なお、犯罪被害者等基本法は、「犯罪被害者等」を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、これは、基本計画でも同様である。したがって、被害少年の兄弟も「犯罪被害者等」に含まれる。ただし、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。</p>
3	<p>この計画案の多くの項目で、各所と連携をし、業務を行うとされているが、多くのところと連携すると、多くの人々が被害者の情報を知ることになる。多くの人に情報が渡るといことは、その分だけ漏えいする割合も高くなるので、基本方針の中に、個人情報の扱いには十分に配慮するなどの記述を入れたほうがいいのではないかと。</p>	A	<p>犯罪被害者等基本法第15条において、「犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保」が規定されており、これは基本計画に盛り込まれている各種施策等の実施に当たり、当然の前提となっている。</p> <p>その上で、「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の「犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い」や「犯罪被害者等に関する情報の保護」では、特に配慮を要する事項を盛り込んでいる。</p>
4	<p>全施策、事件化を望まない犯罪被害者も対象(強姦に遭い警察に届け出る女性は13%)</p>	F	<p>犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、事件化されているか否かで区別しておらず、これは基本計画でも同様である。ただし、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。</p>
5	<p>被害者の性別は区別しないでいただきたい。</p>	F	<p>犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、性別で区別しておらず、これは基本計画でも同様である。ただし、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。</p>

第1 損害回復・経済的支援等への取組

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
1 損害賠償への請求についての援助等(基本法第12条関係)				
6	第1 1 (1) 1	<p>【意見】 法テラスによる法的援助の対象について、民事法律扶助のみならずより広く対象とすべく、総合法律支援法の改正を含めさらに検討する必要がある。</p> <p>【理由】 (1) そもそも「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、既に実施されている制度であり、新規のものではない。現状において、民事法律扶助制度が十分に活用されていないという状況ではなく、単なる「活用」のみでは犯罪被害者等の費用負担軽減に十分でない。</p> <p>(2) 現行の民事法律扶助制度は、あくまでも民事の損害賠償が対象であり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助の対象とされていない。犯罪被害者等のニーズは多岐に渡り、単に損害賠償の請求にとどまらないところ、①法律相談、②刑事告訴、③法廷傍聴の同行、④証人尋問、意見陳述の付添い、⑤刑事訴訟手続における和解の交渉、⑥報道機関等との折衝等の支援については、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)が日本司法支援センターに事業委託して実施している「犯罪被害者法律援助事業」が存するのみである。同事業は、日弁連が受けた贖罪寄付のほか、日弁連が弁護士から集めた会費によって運営されているもので、財源の安定性を欠き、事業の存続が危ぶまれている。かかる事業は、本来、国費ないし公費によって賄われるべきものであり、民事法律扶助制度の対象拡大について、さらに検討する必要がある。</p> <p>(3) この点について、日弁連は、2005年6月17日付けの「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」において、「被害者等が刑事手続に関連する手続(告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など)に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。」と指摘し、また、同年8月26日付け「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」においても、同旨の提言をしたところである。また、2010年10月26日付「第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子に対する意見書」においても、同旨の提言をしている。</p> <p>(4) なお、扶助事業からは在留資格を持たない外国人が除かれている。法整備が遅れているとして、国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることにも留意が必要である。</p>	B	
7	第1 1 (1) 1	損害賠償の申し立てに係る手数料を全額免除とすること。刑事訴訟と同時に損害賠償請求をする場合であっても、あくまでも加害者が損害を賠償することを基準とするため、被害者に支払いをさせず、裁判に係る必要経費の立て替えを国として行うこと、またその周知を図ること。	B	
8	第1 1 (1) 1	日本司法支援センターが2014年4月から新しく導入した「カウンセラー同席費用立替制度」は、犯罪被害者が民事裁判に関して弁護士等との打ち合わせにカウンセラー等(医師、臨床心理士、犯罪被害者を支援する団体の専門相談員等(フェミニストカウンセラーなど))が同席した場合、費用を立て替えるものであるが、まだ知られていないので、制度を周知すること。役所発ではなく、マスコミなどを通じてもっと行うような仕組みを作ること。	B	
9	第1 1 (1) 1	日本司法支援センター(以下法テラス)の利用の際に、各地の性暴力被害者支援に関わる団体等との連携を進め、弁護士との話し合いの段階から、支援者、カウンセラー等が同席できる体制をすべて無料で提供、またそのことについての周知を徹底し、損害賠償請求へのハードルを下げること。	B	
10	第1 1 (1) 2	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 弁護士によるサービスの質の向上には、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。犯罪被害者支援のための研修は、日本弁護士連合会が主体となって、日本司法支援センターや犯罪被害者支援団体等と連携しながら実施する。</p>	C	(再掲:第4-1・201)

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
11	第1	1	(2)	3	賛成である。なお、冊子・パンフレット等の作成に当たっては、施策・制度等の紹介が省庁ごとの縦割りに終始しないよう、概括的かつ横断的な内容となることを心がけるべきである。	B	
12	第1	1	(3)	4	現在、裁判所内で裁判記録をコピーするとなると通常に比して料金が割高に設定されている。当会会員が経験した例では、1枚40円、カラーになると1枚60円であった。結局、コピーした枚数は数百枚に及び、かかった費用も数万円単位になった。 コピーは通常でも1枚10円、スーパーなどでは1枚5円で取ることのできるものである。犯罪被害に遭うと、通常の社会生活が維持できなくなり、経済的にも困窮する例が少ない。せめて犯罪被害者が自身の関係する裁判記録をコピーしようとする場合は、市場相場の1枚10円以下でコピーができるようにしてほしい。また被害者・遺族に関しては、意図せずにそうした事情に巻き込まれたことを勘案して、無料で提供しても良いくらいだと考える。	E	裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難である。
13	第1	1	(3)	4	不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。	D	既に法務省HPに開示基準を掲載済みである。
14	第1	1	(4)	5~8	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者等の損害回復に当たっては、保険会社からの保険金の支払いが極めて重要な役割を果たすことが多い。そこで、保険金の支払が適正かつ迅速に行われるよう施策を講じることは、犯罪被害者等の損害回復を容易にすることにつながる。また、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者については、政府保障事業の迅速かつ適切な活用による支援が不可欠である。	C	
15	第1	1	(4)	6	【意見】 賛成である。さらに、交通事故以外の犯罪を保険事故とする損害保険の導入・拡大を検討すべきである。 【理由】 犯罪被害者等の損害回復に当たっては、保険会社からの保険金の支払いが極めて重要な役割を果たすことが多い。そこで、保険金の支払が適正かつ迅速に行われるよう施策を講じることは、犯罪被害者等の損害回復を容易にすることにつながる。また、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者については、政府保障事業の迅速かつ適切な活用による支援が不可欠である。 なお、交通事故以外の犯罪を保険事故とする損害保険としては、盗難被害について火災保険が、暴行・傷害被害について傷害保険が適用となるが、十分に利用されているとはいえない。また、強盗被害には火災保険等の盗難保険が適用されず保障範囲としても十分ではない。犯罪被害者等の損害回復のための保険を広く促すための制度設計が不可欠である。	B	
16	第1	1	(4)	6	損害保険会社の保険金不払い体質を改めさせることを検討していただきたい。	B	
17	第1	1	(4)		自賠責保険運用益を活用しての交通事故被害者救済を求める。 理由. 交通事故被害者は車社会がもたらした犯罪被害者であるため被害者への保障は、自賠責保険制度が責任を持ってなすべきである。	F	自動車事故による被害者の救済等を図るため、既に、運用益を活用して、重度後遺障害者のための介護料の支給、療護施設の設置・運営等を行っている。

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
18	第1	1	(4)		<p>交通事故の民事訴訟において、保険会社から金銭を受け取り、アルバイトとして、その保険会社の意のままに専門家の意見と称した「作文」を書く医師がいる(あるいは名を貸すだけで作成にも関わっていない可能性もある)。そうした内容は、効を奏しているかは別として、保険会社が支払う賠償額を少しでも安くしようとする目的で、交通事故で命を奪われた犠牲者やその遺族を侮辱し、冒瀆するものとなっている。</p> <p>医師としての医学的見地から相応の見解を述べるならわかる。しかし、保険会社の指示のまま、医の倫理を踏みこじり、でたらめな作文制作によるアルバイト行為が横行している実態がある。</p> <p>については、金融庁や厚生労働省などの監督官庁における、こうした保険会社、仲介業者、医師(医師会、学会)への規制、指導・処分を行えるようにしていただく必要がある。</p> <p>そこで以下の意見を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうした医師免許を悪用する悪質なアルバイト行為を規制する行政施策を進めてほしい。 ・交通遺族よりそうした事例がないか意見募集をしてほしい。 ・問題のある事例の対しては指導・処分を行うようにしてほしい。 	E	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。
19	第1	1	(5)	9	<p>作業報奨費の何割かは強制的に賠償金に充てるようにして欲しい。</p> <p>被害者は生きていだけでお金がかかる。加害者は事件を起こしても食事も寝るところも保証されている。そもそも「作業」ではなく、「強制労働」にして、金額を増やせるシステムを作って欲しい。</p>	D	第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の要望番号24において、受刑者の作業報奨金を損害賠償に優先的に充当する制度の創設について担当省庁において検討し、新たな計画に盛り込むことは困難とする検討結果を平成27年6月30日の第19回基本計画策定・推進専門委員会等会議に提出した経緯がある。
20	第1	1	(5)	9	<p>賛成である。ただし、作業報奨金が低額である現状において、出所後の更生に障害が生じないよう慎重に行われる必要がある。また、あくまでも受刑者の自主的な意志が尊重され、賠償の事実上の強要とならないよう配慮すべきである。</p>	B	
21	第1	1	(6)	10	賛成である。	C	
			(7)	11			
22	第1	1	(7)	11	<p>調査だけにとどまらず、調査結果や犯罪被害者等の要望を踏まえた賠償責任実現に向けた方策の検討など、「検討」まで踏み込む必要がある。賠償が実現していない調査結果が出ることは容易に想像される。年数の経過した被害者を含め、日弁連以外の協力も得て広く多数の被害者への調査を期待する。</p>	A	<p>以下のとおり修正を行う。</p> <p>(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施</p> <p>警察庁において、日本弁護士連合会等の協力を得て、債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。 【警察庁】(11)</p>
23	第1	1	(7)	11	<p>賛成である。調査の結果、その実体が判明した場合、さらにその賠償をどのように実現するか、国において犯罪者に対してその請求を代行できないか、国において実現が難しい損害の回復を立て替えられないか、諸外国での対応状況についても検討すべきである。</p>	B	<p>ただし、第15回基本計画策定・推進専門委員会等会議における「第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理」の検討で、「加害者の損害賠償債務の国による立替払制度」については既に検討済みとして、検討の対象外とすることが了承された。</p>

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
24	第1	1	(7)	11	債権名義を得ても、その後支払ってもらうための努力が必要となり、被害者には負担がかかる。加害者が出所した後、就職先などの調査を自分で負担して行い、給与の差し押え等を検討することになるが、調査費用、弁護士費用を考えると、金銭的な不安、精神的な負担がある。 民事訴訟ではあるが、そこは他の訴訟と区別していただき、加害者の責任が果たされるような方法を検討していただきたい。	B	
25	第1	1	(7)	11	被害者が賠償を受けられるように、本来の加害者に責務を履行する能力がない場合、その加害者の親や親族から賠償を受けられるような仕組みの構造にはどうか。	E	犯罪被害者等施策の枠内のとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。
2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)							
26	第1	2	(1)	12	賛成である。	C	
27	第1	2	(1)	12	第3次犯罪被害者等基本計画で是非とも犯罪被害者の経済的な補償について拡充してほしいと考えている。多くの犯罪被害者が理不尽に命を奪われたり、怪我や障害を負ってそれだけでも十分辛い思いをしているのに、必要な経済的な補償を受けられないでいる。交通事故は保険での被害補償がされているのに犯罪被害について同じように補償されないのが不思議でならない。以下の点について願います。 1、犯罪被害により重い障害を負った場合、治療が長引いても高額であっても、自己負担でなく治療やリハビリが出来る体制を確保していただきたい。 2、医療費は一旦立て替えでなく現物支給の形にしていきたい。 3、親族間の犯罪で犯罪被害者等給付金は原則不支給となっている。親族間でもいろいろな事例がある。原則支給とした上で、支給に適さない例をはずすようにしていきたい。 4、特に被害者で子供が残された場合のそれからの生活費、学費等手厚く補償していただきたい。	B	
28	第1	2	(1)	12	・重症病給付金について 3割の被害者が1年超の治療を要している現実に比すると、「重症病給付金」では救われない被害者が多いと言わざるを得ない。なお、過去の被害でも今現在も医療費やカウンセリング費用で苦しんでいる被害者もいる。 (1)期間と給付金上限の撤廃してほしい。 (2)治療費について、まず被害者が支払い後に給付金の受け取りとなっているが、「犯罪被害者証」を発行し、現物支給とする。 (3)リハビリ、介護・付添、カウンセリング(被害者家族も含む)費用を対象に加える。 ・親族間の犯罪について 「親族間犯罪」と言う理由だけで不支給・一部減額され困窮する被害者遺族が多い。(親族間犯罪が増加傾向にもある) (1)原則、不支給・一部減額と規定されているが、原則とはせず、社会通念上妥当でない場合にのみ制限を設けるように変更する。 ・給付金が十分ではない 不本意ながら生活保護に頼らざるを得ない被害者が多くいる。生活保護を受けると、被害者の尊厳・自立を損ない、国民感情や財政負担の観点からも、労災被害者・交通事故被害者との均衡から見ても不合理な制度になっている。 (1)特に若年の被害者で遺児がいるなどで困窮している家族に対して、手厚い給付金が支給できるようにしてほしい。 (2)支給方法について、年金方式についても検討してほしい。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
29	第1	2	(1)	12	<p>親族間給付金</p> <p>犯罪被害給付金の改善を目指そうとしていることは歓迎する。そこで次の施策を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重症病給付金の期間・支給金額の制限の撤廃 1年間という期間及び120万円の上限の撤廃をもとめる。 2. 重症病給付金の現物支給 労災保険や子ども医療費無償制度の子供と同様、自ら治療費を支払わなくていい制度(国あるいは自治体に治療費を請求する制度)とすることを求める。 3. 親族間給付制限の改正 親族間の犯罪というだけで給付金の不支給・一部減額を原則とする現行制度は即時撤廃されるべき。被害者に落ち度のない場合でも親族であるというだけで制限されることは、合理的な理由がない。残された遺児がある場合は、たちまち遺児も困窮に陥る。 また、全部撤廃が困難な場合であっても、最低限、直ちに支給第一順位の遺族には、その者に落ち度がない限り、遺族給付金は全額支給されるべき。被害者の遺族に未成年の子供がいる場合は、子供が支給第一順位である場合はもちろん、支給第一順位の親に被害防止のための取るべき措置があったとされる場合でも、遺族給付金を全額支給すべきである。 さらに、被害者が未成年である場合には、重症病給付金、障害給付金は全額支給するとの改正を求める。 4. 給付金の増額 現行制度では、若年者が殺された場合の遺族給付金があまりに低すぎる。特に若年の親が殺され子供が遺された場合の遺族給付金を増額することは、残された遺児が貧困に陥ることを防止するためぜひとも必要。 	B	
30	第1	2	(1)	12	<p>重症病給付金については過去の調査でも、治療期間1年以内で回復していない被害者が4割もいることが判明しているのに、治療期間の延長もせず、保証金額を120万円で打ち切っているのは、行政の怠慢と言っても過言ではない。また犯罪被害者に負担の少ない補償のあり方として、犯罪被害者証を速やかに発行して、直ちに国費で必要な治療を受けられるようにしたり、バリアフリー等の住環境の改善費の支給を行うようにしていただきたい。</p>	B	
31	第1	2	(1)	12	<p>この施策に賛成である。できる限り早く、実態調査の結果を基にした施策の実施を望む。</p>	B	
32	第1	2	(1)	12	<p>検討や施策の実施をいつまでに行うのか明示した方がよい。親族間犯罪への給付など国民の理解を得られそうな点は国民の意識調査をしてもよいのではないか。</p>	A	<p>以下のとおり修文を行う。</p> <p>警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や親族間犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金の支給の在り方等について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査及びこれらを踏まえた検討を3年以内を目途に行い、必要な施策を実施する。</p>
33	第1	2	(1)	12	<p>給付制度拡充(犯罪に遭った後仕事を休まずにいる人への経済的補償等)</p>	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
34	第1	2	(2)	13	<p>【意見】 犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく、新たに犯罪被害補償制度を制定し、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で、補償請求手続の簡易迅速化、補償の項目や支給額の改善を図るべきである。</p> <p>【理由】 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」への改正に伴い、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算、やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例等の規定が整備され、これと併せて、障害給付金・遺族給付金の額の引上げがなされたところである。しかし、犯罪被害者等給付金の支給については、未だ犯罪被害者等の権利として認められてはいないし、都道府県警察の運用改善にもかかわらず、支給裁定までにかかなりの期日を要しているのが実状である。</p> <p>そこで、犯罪被害者等の権利性を明確にした新しい犯罪被害補償制度を導入することを積極的に検討すべきである。また、犯罪被害補償制度を導入するに当たっては、補償請求手続の簡易迅速化も重視すべきである。</p>	C	「犯罪被害補償制度」の具体的内容が必ずしも明らかでないことから、参考とする。
35	第1	2	(2)	13	<p>国は、犯給金の支給に時間を要するため、それよりも給付しやすい見舞金の導入を要請すると説明されているが、そのような理由であるならば、まずは、早期の犯給金の支給ができるよう取り組んでいただきたいと思う。</p>	B	
36	第1	2	(3)	14	<p>【意見】 性犯罪被害者の医療費の負担軽減については、さらに検討する必要がある。</p> <p>【理由】 公費負担について、広く周知されることが望ましく、少なくとも、警察・産婦人科では、ポスター等を掲示して、被害者に知らせるべきである。</p> <p>そもそも犯罪によって負った傷害等の治療費等を被害者が自ら負担しなければならないというのは不合理であり、初診料に限らず、治療費は全て公費負担とすべきである。それは、被害者がどこに居住していると同じであるから、「できる限り全国的に同水準」ではなく、全国一律そのようになされるべきである。(地域間格差が生じていることや、検査内容によって期間をおいて実施する場合にも適応するなどが必要)</p>	B	
37	第1	2	(3)	14	<p>警察に被害届を出す意思を示したことだけで医療費を負担すること。ある都道府県警では立件の可能性が低いということで負担してもらえないことがあると聞くので、地域格差のないようにしてほしい。</p>	B	
38	第1	2	(4)	15	<p>カウンセリング費用の公費負担制度の対象として臨床心理士資格に限定されず、フェミニストカウンセラーなど幅広いカウンセリングを含めること。特に性犯罪被害等については、ジェンダー平等、男女共同参画の視点を持った理解が不可欠であり、トラウマカウンセリングについての知識及び経験を持ったカウンセラーによる心理療法が有効である。特に効果のあるカウンセリングを希望する性犯罪被害者等も少なくない。このような性犯罪被害者等のニーズに応える制度が必要である。</p>	B	
39	第1	2	(4)	15	<p>被害者のカウンセリングは重要な支援の一つであるため、是非早期に実現をお願いしたい。同時に、被害者は早期の具体的な社会生活再建のコーディネート支援が必要となることから、都道府県警察において、被害者の精神的状況と社会資源に精通した社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等を配置していただきたい。</p>	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
40	第1	2	(5)	16	<p>殺人や致死犯罪、交通事故において、故人に対する司法解剖が行われることがある。それが必要なことは理解しているが、実態はかなり凄惨である。当会会員でも交通事故で奪われた家族を司法解剖された者がいるが、司法解剖後の、さんざんに切り刻まれ、ゾンビのような、人間の尊厳を奪い取られた凄惨な姿を目の当たりにして、一目見た次の瞬間、思わず座り込んでしまったことを今でも思い出すとのことである。また切り口からは内臓の腐臭と思われる異臭が漏れ、喉元は乱暴に縫い合わせられ、頭部は丸坊主にされた上に、ホチキスのようなもので乱暴に止められている。</p> <p>またその前後でも故人の尊厳を踏みにじられるようなことがあった。大学病院に搬送された時、裏門から搬送されたが、喫煙スペースのような場所を通った。煙草臭く、灰の散乱している中で、煙草を片手に紫煙を吐き出した者がいて、我々を見るや「おっ？」という表情をしていた。</p> <p>こうしたことは改善してほしいので、以下を提起する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人払いなどの搬送マニュアルを徹底してほしい。 ・ホチキス止めはやめてほしい。現在の医療技術では目立たなくする処置は問題なく可能である。 ・いまの医療技術では脳の検査も丸坊主にしなくても問題なく可能なはず。目立たなくする処置に変更してほしい。 ・司法解剖後は公費でエンバーミングを行ってほしい。 ・搬送が遺族の自費になっている。遺族の意向に関係なく、遺族の責任外の事件事故で、国の命令として行われるのだから、公費でまかなってほしい。 	B	
41	第1	2	(5)	16	<p>賛成である。第一次基本計画の策定に伴うヒアリングの中で、犯罪被害者等から、被害直後に遺体搬送費などを支出することが経済的に厳しいとの意見が多数寄せられた。そもそも、司法解剖は犯罪被害者等が望んで行われるものではないのであるから、これに伴う費用については、各都道府県警察において措置されるべきことは当然の理である。上記制度については、可及的早期の実現が図られるべきである。</p>	C	
42	第1	2	(6)	17	<p>制度の実績を集計し、メールマガジンや都道府県主管課室長会議によって地方公共団体にだけでも情報提供していただきたい。25年版白書P27のように実績は少なく多額の予算は不要とわかれば、地方公共団体での導入が進むのではないか。</p>	B	
43	第1	2	(6)	17	<p>賛成である。ただし、給付されるのは見舞金に限られるべきではなく、生活資金等についても貸与ではなく給付すべきである。</p>	B	
44	第1	2	(6)	17	<p>見舞金や生活資金の給付及び全国等しい水準での支援導入のための国費負担について、検討すべきである。</p>	D	<p>現行の案は、第2次基本計画でも盛り込まれており、これは、第1次基本計画の下で開催された「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめの「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸付・給与することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」との提言を受けたものである。この施策にあつては、新たな基本計画にも盛り込むことが基本計画策定・推進専門委員等会議で了承された。</p>
45	第1	2	(7)	18	<p>奨学金について、貸与であることが利用を低迷させているのではないかと懸念がある。実態検討の上、給付化するのが望ましい。</p>	B	(再掲:第4-3・224)
46	第1	2	(7)	18	<p>犯罪被害に遭い経済的に困窮するのは、子供に限ったことではない。犯罪被害者等の子供への奨学金の給付・貸与は、他にも類似の支援を行っている団体等があることから、充実に向けた検討においては、対象者の拡大等について検討していただきたい。</p>	B	(再掲:第4-3・224)

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
47	第1	2	(7)	18	賛成である。	C	(再掲:第4-3・224)
48	第1	2			<p>犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われる旨、第二次犯罪被害者等基本計画に基づき、平成23年8月9日及び平成26年3月31日付通知により厚生労働省から保険者及び医療機関に対して周知されたところである。</p> <p>しかしながら、上述の保険給付についての認識が広く医療機関に浸透しているとは言い難い状況である。</p> <p>第3次犯罪被害者等基本計画案骨子では、上述の保険給付の周知に関する記載がないが、以上の現状を踏まえ、国における今後の検討では、引き続き第3次基本計画においても犯罪被害者に対する保険給付の周知について盛り込むとともに、再度周知徹底を図るために十分な議論が行われることを望む。</p>	D	平成23年8月9日及び平成26年3月31日付けで、医師会等、各制度の保険者、地方厚生局に対し損害賠償誓約書等を持参しなかった犯罪被害者であっても保険診療を受けられる旨を周知する通知を發出し、注意喚起を図ったところであり、仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者の医療保険利用の利便性を確保することとしているため。
3 居住の安定(基本法第16条関係)							
49	第1	3	(1)	19 20	ニーズの多さに比べ、2次計画の施策が支援につながってこなかった。この文言では市町村の主管課へも要請はおりて来ない。もっと具体的に踏み込む必要がある。目的外ではなくDVや災害のように、少なくとも転居を必要とするストーリー被害などは入居できるようにするなど。	D	この意見は、第2次基本計画の見直しに関する要望・意見として提出されたものと同様な意見であるため。
50	第1	3	(1)	19	公営住宅の優先入居等については、一定の募集期間があることから使いにくい場合があるので、空いていたらすぐに入居できるようにすること。	D	この意見は、第2次基本計画の見直しに関する要望・意見として提出されたものと同様な意見であるため。
51	第1	3	(1)	19 ~23	犯罪被害者だけでなく、自宅で犯罪被害に遭う可能性が高まる人も対象。保証人制度なども整備し、実効的な制度に。	前段D 後段B	犯罪被害者等に対する公営住宅の優先入居等については犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、実施されているところ、同法にいう「犯罪被害者等」とは、①犯罪により害を被った者、②犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者、③上記の家族又は遺族であり、「自宅で犯罪被害被害に遭う可能性が高まる人」もこれに該当する可能性があることから、すでに検討済みと判断される。
52	第1	3	(1)	19 ~29	<p>いずれも賛成である。</p> <p>犯罪被害者等の中には、事件現場が自宅となるケースもあるため、被害を受けるのと同時に、被害直後から生活の拠点を事実上利用できなくなるのが少なくない。また、自宅が事件現場となることで、自宅に戻ることが精神的に困難となるケースも少なくなく、無理に事件現場の自宅に戻ること、精神的被害を悪化する事態を招きかねないのも事実である。</p> <p>そこで、事件直後の生活の場の確保及び精神的被害の回復のために、居住の安定を確保することは必要不可欠である。</p>	C	
53	第1	3	(1)	20	公営住宅の優先入居等について、被害地から転居した場合に制度が利用できなくなってしまうので、都道府県をまたがって必要な支援が受けられるようにすること。	D	この意見は、第2次基本計画の見直しに関する要望・意見として提出されたものと同様な意見であるため。
54	第1	3	(1)	23	地方公共団体も連携先に加えてもよいのではないか。	B	内閣府(犯被)の協力を得て、地方公共団体の総合的対応窓口との連携について検討する。
55	第1	3	(2)	24	性暴力被害専門のシェルターの設置を求める。	B	(再掲:第2-2・84) 現行のシェルターにおいて、すでに性暴力被害者も支援の対象としている。

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
56	第1	3	(2)	24 26	一時保護場所での環境が非常に厳しいために結果として加害者の元に戻ってしまったり、安全が確保できないこともあるので、環境の改善を図ってほしい。またカウンセリングを早期に行うことによって被害者の心理的安定を図ることも検討してほしい。	B	(再掲:第2-2・84)
57	第1	3	(2)	27	機能強化について提案したい。婦人保護施設については、いつでも相談できる職員を置くこと。婦人保護施設及び母子生活支援施設については、希望者に就職支援を行うこと。	B	
58	第1	3	(2)	28	自宅での犯罪被害 転居費用も補助すべきである。	B	
59	第1	3	(2)	28	被害直後にホテルなどの宿泊費の負担を一律に決めない事(次の落ち着き先が見つかるまでとすること)。さらに、この支給する制度を全国的に広げるとともに、周知を図る。	B	
60	第1	3	(2)	28	自宅が犯罪現場となった際の緊急避難場所やハウスクリーニング費用の支援を挙げているが、都道府県警察への指導のみで被害者への周知が必要だと思われるため都道府県警察等に支援の趣旨の説明を課すべきだと考える。	B	
61	第1	3	(2)	29	地方公共団体における居住場所の確保、生活支援策に関して、経費の補助についても検討いただけると、導入が促進されると思う。	D	現行の案は、第2次基本計画でも盛り込まれており、これは、第1次基本計画の下で開催された「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめの「中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。」を受けたものである。この施策にあつては、新たな基本計画にも盛り込むことが基本計画策定・推進専門委員会会議で了承された。
62	第1	3	(2)	29	この内容の働きかけは「啓発」では弱く、「要請」くらい明確にしなければ取組は進まない。「情報提供」にも「先進的な好事例の収集・提供」を明示した方がよい。	D	現行の案は、第2次基本計画でも盛り込まれており、これは、第1次基本計画の下で開催された「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめの「中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。」を受けたものである。この施策にあつては、新たな基本計画にも盛り込むことが基本計画策定・推進専門委員会会議で了承された。なお、「情報提供」には「先進的な好事例の収集・提供」が含まれる場合もある。
63	第1	3	(2)	29	地方公共団体において居住の確保や被害直後からの生活支援策の取組がなされることは重要であるが、地域格差が懸念される。高齢者は介護保険、障害者は障害者総合支援法によって提供されているような、全国的な社会サービス枠組みの構築をご検討を頂きたい。特に、被害者のニーズが高いホームヘルプと同行支援、ケアマネジメントの実施を、被害直後に提供できる仕組みが必要である。	B	地方公共団体における犯罪被害者支援の充実としてB

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
64	第1	3	(3)	30	表題は「性犯罪被害者に対する自立支援及び定着支援」となっているが、モデル事業は「DVシェルター」で行われるのか。適切な支援の実施の観点から、性犯罪被害者を対象とした支援事業を行っている民間被害者支援団体等が適当ではないか。	B	モデル事業の委託対象は、DV被害者等女性の支援を行う社会福祉法人、NPO法人が運営する民間シェルターとなっている。委託団体はDV被害等女性の支援を5年以上継続して行っていることが望ましいとしている。また、支援対象を年間概ね10世帯程度としており、性犯罪被害者だけが対象とならないため、DV、ストーカー、性暴力等の被害女性支援にかかる活動を行っている支援団体が委託対象となる。
65	第1	3	(3)	30	賛成である。もっとも、「DVシェルターを運営するNPO法人等」にワンストップセンターも含まれることを確認し、また、モデル事業を実施するに当たっては当該NPO法人等の運営を経済的に補助することも検討すべきである。	B	
66	第1	3	(3)	30	「生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援」の必要性があるので、是非推進していただきたい。その際、これらの相談支援は、高い専門性を求められるため、それ相応の待遇条件で生活支援を行う専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師)を雇い入れる事業としていただきたい。	B	
67	第1	4	(1)	31	「母子家庭の母等」と記載し、その後、「父子家庭の父」と記載しているが、「母子家庭の母等」の「等」は何を指しているのか。記載ミスではないか。	F	母子家庭の母等には、父親がいない「母親と子の家庭」以外にも、精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(父)を扶養している者(母)も含まれる。ご指摘の「等」は、後段部分の者を指している。
68	第1	3			被害によって転居せざるを得ない場合に、引っ越し費用を補助すること。	B	
4 雇用の安定(基本法第17条関係)							
69	第1	4	(1)	31 ~37	賛成である。 犯罪被害者等は、被害を受けることにより、就業が不可能となることが多いため、犯罪被害を受けた結果、職まで失う事態も発生することは少なくない。かかる事態を防止するためには、法律上、被害回復までの合理的期間の休暇を保証する必要がある。 また、雇用主や同僚の従業員の理解を得ることも極めて重要である。	B	
70	第1	4	(1)	31	トライアル雇用事業について、事業者側に、こちらの事情(犯罪被害者であること)が開示されないようにしていただきたい。	F	犯罪被害者の方がトライアル雇用の対象者になった場合、本人が希望する場合を除いて犯罪被害者であることを事業者側に開示する運用はしておりません。

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
71	第1	4	(3)	37	表題は「休暇制度の周知・啓発」となっているが、本文では「犯罪被害者等の置かれている状況等について周知・啓発を図る」となっている。犯罪被害者等の置かれている状況を理解してもらい、その上で、被害回復のための休暇制度を広めることが最終的な目的ではないか。	A	以下のとおり修文を行う。 被害回復のための休暇制度についていまだに十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ・セミナー等により、経済団体や労働団体を始め事業者や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。
72	第1	4	(3)	37	被害回復のための休暇制度を雇用主に義務付けてほしい。また、同休暇取得の際は、警察、民間支援団体等が証明書等を発行すれば、事件名等一切分からないような制度を定めてほしい。	B	
73	第1	4	(3)	37	認知がなされていない状況にあるということであるならば、アンケートによる実態把握は今の段階では結果が見えていることから行わず、まず周知・啓発を図ってからアンケートを実施したほうが良い。	B	
74	第1	4	(3)	37	職能団体や経済団体の協力を得た周知・啓発方法の模索、好事例の収集・紹介といった打開策が必要。	B	
75	第1	4			職場における性犯罪であるセクシュアルハラスメントに関して労災の制度を利用することができるが、そのことの周知を図ること。また認定手続きにおいては、被害者と加害者の立場の違い(非正規雇用と正規雇用など)などから拒否的な行動がとれず、相手のご機嫌をとるような迎合メールを送るなどの行動をとる例も多いが、被害者の状況に対する理解の上で適正な判断を行うことについて現場の周知を図ること。	D	セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合には労災保険の対象となることについては、リーフレットの医療機関への配布や厚生労働省のHPへの掲載等により既に周知を行っているところである。 また、精神障害の労災認定基準において、セクシュアルハラスメント事案の留意事項として、迎合メールを送るなどの行動がセクシュアルハラスメントを受けたことを否定する理由にはならないこと等を明確に示しているところであり、この点については、各種研修の機会を捉えて都道府県労働局・労働基準監督署の職員に対して周知を行っているところである。
76	第1	4			職場での被害があった場合、それらの責任が加害者のみならず職場全体の監督責任でもあることを明確に示し、労働災害として適正に認定すること。休業補償給付の周知をより明確に全国統一で行うこと。	D	業務中又は通勤途上で他人の暴行等の被害にあった場合の取扱いについては、通達で示しており、厚生労働省のHPにも掲載している。 また、業務中又は通勤途上に被災した場合の労災保険の内容等については、各種パンフレットを作成し、労働基準監督署等で配布しているほか、厚生労働省のHPにも掲載するなど広く周知している。
77	第1	4			就職支援として、資格取得のための補助金の支給を検討していただきたい。	E	公的職業訓練や教育訓練給付制度など、犯罪被害者のみならず離職者等に対して資格取得に資する訓練機会や制度を設けている。
○ その他							

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
78	第1	<p>加害者が加害行為に伴って負傷した場合、その治療は公費でまかなわれているにもかかわらず、被害者は、被害にあつたために通常の生活にも支障をきたしながら、家賃や光熱費、食費、学校費用、生活費を用意し、さらに病院の通院や治療費、薬代まで支払わなくてはならず、二重三重に苦しめられている現状がある。</p> <p>被害者も加害者も人権を平等に扱ってほしいし、あまりにも不平等だと感じている。加害者の治療が公費でまかなわれるのであれば、当然のこととして、被害者の治療や薬代も公費でまかなってほしいと考える。</p> <p>また、被害者の医療費は現物支給してほしい(つまり一時的にも被害者が支出することなく、最初から公費での支払処理がされるようにしてほしい)</p>	B	<p>現行の案において、医療費の負担軽減に資する施策として、「性犯罪被害者の医療費の負担軽減」(14)、「カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減」(15)、「PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大」(39)が盛り込まれている。</p> <p>なお、犯罪被害給付制度についての検討は行われる予定である。</p>
79	第1	<p>カウンセリング等心理療法費用の負担軽減</p> <p>犯罪被害者の精神的被害は、長期にケアを要する場合が少なくない。ゆえに、心理ケアは警察だけでなく、広く社会のリソースから受けられるべきであり、費用負担の助成対象は警察以外に広く捉えられるべきである。</p>	D	<p>カウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、第2次基本計画下において開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」、さらに同検討会の提言を受け「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」で検討され、同研究会における提言として、「警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開」等が盛り込まれた。この経緯や提言内容等について、基本計画策定・推進専門委員等会議において説明した上、新たな基本計画に盛り込む案として現案を提示し、カウンセリング費用の公費負担制度の第一歩として了解された。</p> <p>なお、犯罪被害者等の精神的ケア等に係る警察以外のリソースの活用・充実等に関する施策にあつては、「精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進」(43)、「被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等」(54)、「地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進」(154)等が既に盛り込まれている。</p>
80	第1	<p>臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担は早期に実現されるべきである。犯罪被害者等に対するカウンセリングは、臨床心理士等の献身的な努力によって支えられているのが実状である。重大な精神的打撃を受けた犯罪被害者等にとって、臨床心理士等によるカウンセリングは被害回復のための必要不可欠な手段であるから、公費負担について積極的に検討の上、早期の実現を図るべきである。</p>	D	<p>カウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、第2次基本計画下において開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」、さらに同検討会の提言を受け「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」で検討され、同研究会における提言として、「警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開」等が盛り込まれた。この経緯や提言内容等について、基本計画策定・推進専門委員等会議において説明した上、新たな基本計画に盛り込む案として現案を提示し、カウンセリング費用の公費負担制度の第一歩として了承された。</p>
81	第1	<p>すべての経済的支援を、償還払いから、被害者に負担がかからない前払い・受領委任払いに改善</p>	B	
82	第1	<p>性虐待の場合、家族の稼ぎ手である父親が加害者で、子どもが被害をうけたとき、収入が激減したり途絶えたり、転居を余儀なくされたりしてしまう。性虐待ケースでの被害児童や非加害親への経済的支援を充実させてほしい。</p>	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
83	第1	人件費や運営費用等への継続的な資金援助を行う、という話になると、ワンストップセンターなど、一部の支援団体にのみ予算が落ちる仕組みになってしまい、相談も来ていないのに多くの人件費がかかるということになってしまう。それぞれの被害者に対応する際に個別の費用を公的扶助としていただきたい。	B	
84	第1	給付金の支給に係る制度の充実等について 犯罪被害に遭ってからの生活困窮は決してあってはならない。全国均一に賠償金として一定の額を支払う等、国が支えていくべきだ。 理由：誰にでも起こりうるだけに、経済的保障は一部の市町村から支払われる一時金等では到底足りない。	F	国の制度として、故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の遺族や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、給付金を支給する犯罪被害給付制度がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)				
85	第2 1 (1) 38	賛成であるが、PTSD一般の研修にとどまらず、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。厚生労働省において専門家研修が平成8年度から実施されているが、これは平成7年度の阪神淡路大震災を経験し、災害対策として政策が実施されたという沿革がある。災害被害では自然が相手であるので被災者には怒りの感情が少ないが、犯罪被害の場合には加害者が存在するので犯罪被害者は加害者への怒りの感情を抱いている。災害対策のための手法では、犯罪被害者のための支援を十分には実施できない。	B	
86	第2 1 (1) 38	PTSDの専門家の研修に地方から参加する場合の交通費を補助する等地域格差をなくすこと。(被害回復の遅延、二次被害回避、地域間格差の回避からいっても、研修は必須であるが、その場所は限られていることが多く、負担軽減から必要である)	B	
87	第2 1 (1) 38	医学的知識を享受されることは、二次被害を防ぎ、適切に対応するために重要な視点であるが、実際の被害者支援を行う際にソーシャルワーカーにとって必要となる、社会資源の知識を提供して頂く研修会の一コマを希望する。	B	
88	第2 1 (1) 38	医師にも「犯罪被害者等基本法」の啓蒙が必要である。	B	
89	第2 1 (2) 38 (11) 48 (12) 49	PTSD等トラウマ治療は時間がかかり、現行の診療報酬点数では採算が取りにくいと、一般のクリニックでは投薬以外の治療ができないとのことである。犯罪被害者が、普通の市民生活に戻りながら治療を受けられるために、トラウマ治療、思春期精神保健、被害少年のための治療等の診療報酬は引き上げるべきである。	B	
90	第2 1 (2) 39	【意見】 賛成である。ただし、支援者となるべき医師等の経済的な側面の安定を図る必要がある。 【理由】 犯罪被害者が十分な支援を受けることができるには、犯罪被害者が安定して治療を受けられるような体制を整備する必要がある。ただし、犯罪被害者支援は重要な事項であるが、支援者に経済的に無理を強いるようであってはならない。 現在、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用範囲に関しては必要な措置は十分には講じられていない。犯罪被害者へのカウンセリングが診療報酬の対象となりにくいという点是指摘されている。このため、医師等は、犯罪被害者の診療においては苦勞が多い。また、我が国においてはPTSDの治療について保険適用のある薬として承認されている薬はない。このため、犯罪被害者がPTSDの診断及び治療を受けるに際しては、医師が苦勞しつつ懸命に治療を行っているのが現実である。 以上から、PTSDについての診療報酬について早急に必要な措置を講ずる必要が望まれる。	B	
91	第2 1 (2) 39	医療保険でカウンセリングを実施している医療機関は大変少ないのが現状である。カウンセリングを医療保険の対象にするのが急務と思われる。	B	
92	第2 1 (3) 40	賛成である。	C	
93	第2 1 (3) 40	PTSDの診断、治療、相談を行える医療機関、相談機関の積極的導入の取り組みを挿入する。(診断、治療、相談機関がきわめて少ない現状がある)	B	
94	第2 1 (3) 40	旧帝大と言われる7校(北海道・東北・東京・名古屋・京都・大阪・九州)の大学附属病院精神科のHPを検索して調べてみると「治療対象疾患説明」に「PTSD」の「病名」が見当たらなかった。 「PTSD治療可能な医療機関を周知する」のではなく「当医療機関ではPTSDの治療を行うスキルはありません」と明示させる方が先決である。実際に首都圏で3年間たらい回しにされた患者がわざわざ当県までPTSD治療を求めてきた。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
95	第2	1	(4) (5)	41 42	賛成である。	C	
96	第2	1	(5)	42	医学を学ぶ過程で、犯罪被害者とともに性暴力被害ならびに性虐待に関する正しい理解が得られるようにすべきである。内閣府調査では7～8%の女性にレイプ被害があり、広義の性暴力を含めると膨大な数の被害者(児)が推定される。	B	
97	第2	1	(5)	42	医師・看護師などの医療従事者や、その養成機関である大学医学部・看護専門学校の教師・生徒に対して、もっと犯罪被害者の声を届けたいと思っている。そのためにも下記を要請する。 ・病院・大学医学部・看護専門学校と、警察・地域との連携をより密にする施策を検討してほしい。 ・大学医学部・看護専門学校で、犯罪被害者の心情を理解するための科目を設置し、それを必修してほしい。 ・またそこまで実現する前にも、犯罪被害者や遺族を呼んでの講演を1年に1回は行い、全ての医学部生や看護学校生が卒業までに数回はそうした講演を聞く機会を得られるようにしてほしい。	B	
98	第2	1	(6) (7)	43 44	賛成である。	C	
99	第2	1	(8)	45	賛成である。 救命救急センターに精神科医を常駐させること等は、マスコミでも報道されており一般市民にとってわかりやすくなってきている。救急医療に連動した精神的ケアについての整備がなされつつあることは事実である。 ただ、犯罪被害者としては、同じスタッフに継続的に支援してもらいたいという要望がある。いくら優秀な専門家でも、初対面の場合、犯罪被害者は緊張するものである。犯罪被害者が救急医療機関から他の医療機関に転院した場合など、転院前の病院のスタッフが継続して犯罪被害者を支援することが望ましい。現に犯罪被害者が転院した場合、スタッフが転院先の病院で犯罪被害者を継続的に支援した事例もあり、このような制度の検討も必要である。	B	
100	第2	1	(9)	46	賛成である。	C	
101	第2	1	(9)	46	訪問支援の必要を強く認識しているので早急に推進していただきたい。その訪問支援時には、福祉・保健等の専門職を派遣できる体制を整えて欲しい。	B	
102	第2	1	(10)	47	【意見】 賛成である。ただし、現状の障害者自立支援法における高次脳機能障害者への支援は、患者家族への負担が大きいため、障害者自立支援法の適用に当たっては、家族への負担が過大なものとならないよう経済的に支援したり家族が利用することができる援助を策定したりするように留意する必要がある。 【理由】 高次脳機能障害への理解が進んできたが、まだ完全ではない。犯罪被害者は一般人であり、一般人にとって、高次脳機能障害についての知識がないことがほとんどである。高次脳機能障害については専門の医療機関が、どこであるかを国民に周知徹底する必要がある。現在では、脳神経外科病院等の電話帳広告も増えてきており高次脳機能障害への治療が受けやすくなってきたのは事実であるが、どの病院に行けば高次脳機能障害についての治療を受けることができるかについては十分に知れ渡っていない。 障害者自立支援法の見直しや改正があった場合でも、高次脳機能障害がサービスの対象であるという更なる周知が必要となる。高次脳機能障害の認定では、精神科と脳神経外科の連携が必要であり、国として、双方の診療科の連携を援助すべきである。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
103	第2	1	(10)	47	前半は支援の主体が市町村で、後半は支援の主体が都道府県であることを明記していただきたい。また、「高次脳機能障害支援普及事業」という記述は、「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」に訂正していただきたい。 本年6月のある市議会での一般質問に対する答弁で、高次脳機能障害への支援の主体は「県」であると答弁がなされた。高次脳機能障害は器質性精神障害であるので、障害者自立支援法施行後は、支援の主体は市町村となっているが、未だにこのような誤解を持っている基礎自治体があるのが実態である。 市町村が支援の主体であることを明記していただきたい。	A	以下のとおり修文を行う。 厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づいて 市町村が実施主体となっている サービスの対象であるという更なる周知を行う。また、 都道府県において、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施する。
104	第2	1	(11)	48	児童虐待やDVに絡む子どもへの影響に対して、思春期精神保健の専門家を養成することは重要な視点であるが、子どもの、その他の犯罪被害についての対応やケアについても研修に盛り込んでいただきたい。 現在、子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格創設について議論されているが、基本的に既存の国家資格(社会福祉士、精神保健福祉士)をご活用いただきたい。	B	
105	第2	1	(11)	48	【意見】 賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。 【理由】 まず、骨子で使用される言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。(11)では「思春期」とあり、(12)では「被害少年」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。骨子案は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのかを明確に記載するべきである。 現実には、思春期精神保健とは、主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので、この意味であろうが、明確に記載すべきである。	B	「思春期」とは、医学的には第二性徴期を指すが、明確に定められているものではない。
106	第2	1	(12)	49	【意見】 賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。 【理由】 犯罪被害者の多くは医学知識がない一般人であり、一般人からみて、児童精神科医による診察を受けるには、精神科に行けばいいのか、小児科に行けばいいのか判断に迷うこととなる。国は、児童精神科医について周知を図るべきである。 また、骨子では、「児童精神科医等専門家の適正な配置」とあるが、少年被害者の場合、小児科において治療を受ける場合が多い。少年の場合は、かかりつけ医師は小児科医である場合が多く、かかりつけ医師には相談しやすい。国は、精神科医と小児科医が連携して犯罪被害者支援に対応できるような環境を整備する必要がある。	B	
107	第2	1	(12)	49	児童精神科医等専門家の適正な配置や連携体制の整備及び施設の増強の施策等による、診療体制の拡充と並行して、精神科医等専門家の人数確保も図るべきだと提案させていただきたい。児童精神科医等専門家は世界規模で不足しており、日本においても不足している。自治体などが大学に人件費などを寄付し、寄附講座を設けるなどの仕組みを充実させるべきだと考える。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
108	第2	1	(13)	50	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 実親からの養育を受けることのできない子どもに対し、里親の下で養育してもらう制度は、大切である。しかし、発達心理学の立場から子供が、里親に愛着を感じるようになるまでには、相当程度の時間を要する。里親制度において、子どもと里親との愛着が形成されず、愛着に障害がある場合には、子どもの発達に問題を生じることとなる。</p> <p>里親制度について、理想は素晴らしいが現実には厳しいことを前提に、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。また、里親の認定等については厚生労働省の省令で定められているが、民主的基盤のある法律で定めるほうが望ましい。</p>	B	
109	第2	1	(13)	50	<p>里親制度の充実に関して記述が曖昧である。具体的に申請があれば金銭的に里親を支援する枠組みを創設し、援助してほしい。</p> <p>また制度を充実しても利用者が増加しない状態であるのもつたいないので、里親制度の仕組み自体を周知させる必要がある。そこで、公立校の授業や家庭で里親制度について理解を深め周知を図る。</p>	B	
110	第2	1	(14)	51	<p>児童虐待からの子供自身での避難を可能にするため、子どもシェルターの運営を助成するべきである。</p>	D	平成23年度より、子どもシェルター(虐待を受けた児童等の緊急の避難先)については、児童自立生活援助事業としての設備等の要件を満たす場合は、児童自立生活援助事業の一類型とみなし、運営に関する経費を措置費により負担している。
111	第2	1	(14)	51	<p>「児童相談所の夜間・休日における相談対応の充実」と書いてあるが、ここに職員の事情も考慮した上で具体的な夜間・休日における相談対応をする時間を提示すべきだと思う。</p> <p>しかし、時間設定に関しては、私たちが決めていい事ではないと思うので、それは会議を開いて決めて頂き、同時にこの制度自体も、チラシ配りよりはCMの方が費用面でも効果面でも大きいと思うので、CMによって周知していくことが必要ではないかと思う。</p>	B	
112	第2	1	(14)	51 52	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等は重要な施策である。ただし、児童相談所の夜間の受け入れといっても、結局は、児童相談所の職員の努力にのみ支えられる結果になることが懸念される。職員が、夜間と休日に携帯電話を持ち、十分な休みも取れない状態にならないよう十全な体制の整備が必要である。</p> <p>そして児童相談所の設置の促進といっても、最近の国家公務員の人数削減の政策との整合性を考慮しなければならない。現実に即し、様々な政策の調和の取れた状態で、児童相談所の設置の促進を図る必要がある。</p>	B	
113	第2	1	(14)	52	<p>「地域の医療機関との協力連携」と書いてあるが、この協力方法を具体的に書くべきだと思う。例えば、児童の心理状況に配慮しつつ、児童の虐待を受けた経緯や児童の身体・精神状況の情報を相互に共有した上で、それに応じたメディカルケアや医療費等の援助を実施することが重要であると思う。</p>	B	
114	第2	1	(15)	53	<p>被害少年の保護を徹底し、加害者への迅速な対応を、学校と児童相談所等の関係機関が連携して行うこと。いじめ以上に対応が遅れをとっている現在の実態の調査を実施し、有効な対応を講じること。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールローヤーと学校・教育委員会との連携とジェンダー平等および被害当事者の視点での対応ができるような研修を徹底すること。そのためにも性暴力支援センター等関係機関との連携も必要である。</p>	B	

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
115	第2 1 (15) 53	<p>【意見】 賛成である。ただし、少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合も存することに十分留意すべきである。</p> <p>【理由】 少年被害者といっても学校内の事件の場合、学校の管理上の過失から事件が発生したと認定される場合もある。犯罪被害者は学校を加害者として認識し、学校を訴える場合がある。このような場合は、学校が被害者を援助するとしても、被害者は学校に支援を希望するとは限らない。学校も、学校が管理責任を追及される立場になると思われる場合には、弁護士会に被害者支援の協力を要請するべきである。</p>	B	
116	第2 1 (16) 54	<p>スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを全公立校に配置するというものは現実的でない(人材の確保や予算、生徒の利用頻度等から)ので、自治体の中で大きな学校や教育委員会の内部や専門の部署として一定数のスクールカウンセラーを確保し、各自で担当する学校を決め巡回を行うという形にし、その学校の教員と連携して連絡があればいつでも駆けつけられる状態にする、ということに変更を促したい。</p>	B	
117	第2 1 (16) 54	<p>スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置する体制は是非推進いただきたいが、スクールソーシャルワーカーの全公立小学校への配置も検討願いたい。</p>	B	
118	第2 1 (16) 54	<p>被害少年の担当になるスクールカウンセラーは被害少年の心のケアはもちろんのこと、被害少年だけでなくクラスメートにも命を考えさせる機会を与え担任教員とも連携をしてクラスメートも事件以前と同じように被害少年と接することのできる環境、また被害少年が事件以前と同じように学校へと通えることのできるようにサポートするというものに変更されたい。</p>	B	
119	第2 1 (16) 54 55	<p>【意見】 賛成である。ただし、スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきである。</p> <p>【理由】 スクールカウンセラーの多くは臨床心理士であり、臨床心理士は犯罪についての知識がないことがほとんどである。スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきである。その際、刑事及び民事に精通する弁護士がスクールカウンセラーの研修を担当するのが最適である。</p> <p>なお、中学校でのスクールカウンセラー制度は充実しつつあるが、小学校でのスクールカウンセラー制度は、まだ充実していない。小学校でのスクールカウンセラー制度の充実を図るべきである。</p> <p>また、スクールカウンセラーは、毎週、一定の曜日だけ、学校に派遣されることが多い。犯罪被害者支援の場合、毎日の支援が必要となるので、現在の体制では不十分である。犯罪被害者支援に精通したスクールカウンセラーの増加が必要となる。</p>	B	
120	第2 1 (16) 55	<p>「内容の充実を図るように促す」とあるが、この「促す」というのを義務化してはどうか。</p> <p>これは、国公立大学に関しては義務化するということである。ただし、私立大学に関しては大学自治の原則があるため、努力義務までにとどめるが、私立大学に対して理解を求め、各大学の管理職などの代表者を対象にし、強制的にならない程度で招致した上で講演会を実施してはどうか。場所は公民館等の公共施設がいいと思う。</p> <p>さらに、教員に対するカウンセリングに関する研修にあっては、資料コストをなるべくカットし効果的に行うために、ページ数を省略し、要点を簡潔にまとめたパンフレット形式の教材を使用し、実技形式にするとよいと思う。</p>	B	
121	第2 1 (17) 56	<p>「警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する」とあるが、この際に本人の同意の有無は必要なのか不明瞭である。</p> <p>少年期はとてどもデリケートであり、本人の同意がないのにも関わらず、親の同意があるからといってカウンセリング等を進めた場合、逆に精神的打撃を深める結果にならないかが懸念される。</p> <p>もし、本人の同意が当然に前提とされるのであれば、それを記載するべきであるし、本人の同意を考えていないのならば検討するべきである。</p>	D	<p>犯罪被害者等の支援に当たっては、当該犯罪被害者等の要望を踏まえて行うこととしており、それは被害を受けた者が少年であっても同様である。</p> <p>被害少年の支援においては、少年の判断能力が成人と比較して必ずしも十分とはいえないことから、あえて保護者の同意を必要としているのであって、本人の要望を踏まえた支援を行うことは成人の場合と同様である。</p> <p>そのため、少年の犯罪被害についてのみ本人同意を特記する必要性は薄いと考えている。</p>

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
122	第2	1	(17)	56	【意見】 賛成である。ただし、被害少年に対する支援が過度に警察主導とならぬよう留意する必要がある。 【理由】 警察はカウンセリングの専門家ではない。専門的なカウンセリングを必要とするときは、専門家に任せるべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でのカウンセリングは、犯罪被害者に深刻な二次被害をもたらす。また、警察による捜査の端緒となつてはならない。警察が事件を探すために相談を実施することは防止する必要がある。	B	
123	第2	1	(18)	57	【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者の精神的回復のために、是非、専門職員の充実、部外カウンセラー・精神科医との連携等を行うべきである。	C	
124	第2	1	(18)	57	各警察署に犯罪被害者に関するカウンセラーを配置する。	B	
125	第2	1	(18)	57	カウンセラー等の専門の資格を持つ女性職員を、少なくとも県単位で数人配置することを義務付けたらどうか。その職員が各警察署を移動し、犯罪被害者の対応に当たることで、広く適切な対応を行うことが可能になると思う。また、警察官として採用された者が、その就職後に専門の資格・知識を習得することを支援する制度を整備することで、将来に向けて、性犯罪被害者の対応に長けた職員の増加につながると思う。	B	
126	第2	1	(18)	57	警察部内カウンセラーの確実な配置とともに、被害者の生活再建に向けたコーディネートを担う人材としてソーシャルワーカーである精神保健福祉士の配置も促進していただきたい。	B	
127	第2	1	(19)	58	賛成である。	C	(再掲:第4-1-155)
128	第2	1	(20)	59	性犯罪被害者支援専門看護師の行える業務を広げるように法整備をすること。	B	(再掲:第4-1-156)
129	第2	1	(20)	59	性犯罪被害者支援専門看護師の各地の主要病院への配置。また、それにかかる費用の負担。そして、その性犯罪被害者支援専門看護師に、科を超えた連携が出来る権限を与えること。	B	(再掲:第4-1-156)
130	第2	1	(20)	59	【意見】 賛成である。ただし、その前提として、性犯罪被害者対応における看護師等を養成すること、そのために看護師、助産師等に対する性暴力被害についての研修を充実させる必要がある。 【理由】 看護師・助産師等は、性暴力被害者に接する機会が多いので、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えることが望ましい。ただ、看護師・助産師等に対する、かかる知識や技能のための研修は、ごくわずかしが行われていないのが現状であり、研修を充実させるため、かかる研修を行っている民間団体への支援も必須である。 なお、看護師・助産師とも多忙であるので、看護師・助産師が研修会に参加する場合、医療施設から看護師・助産師が不在となることが予想される。医療施設に財政的援助及び人的援助を講じる必要がある。	B	(再掲:第4-1-156)

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
131	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>全国にワンストップ支援センターが開設されつつある。ワンストップ支援センターを運営するためには、ワンストップ支援の仕組みを継続的かつ安定的に運営するため、補助金の創設や交付金措置など、国の財政的支援が必要である。</p> <p>そこで、平成26年度から実施されている「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」の実績と成果を踏まえた、ワンストップ支援センター運営等に係る国の財政的支援について、計画に明記していただきたい。</p>	D	<p>(再掲:第4-1・158～162)</p> <p>第21回基本計画策定・推進専門委員等会議において、有識者構成員から「ワンストップ支援センターについて、内閣府、厚労省、警察など関係省庁が一体となってやっていく必要がある。『財源確保に努める』など記載しなければ実効性がない」との意見が出され、第22回会議において、「ワンストップ支援センターに係る財政的援助について現段階で明記することは困難である。しかし、ワンストップ支援センターの設置促進に係る施策にあつては、「ア～エ」(施策番号60～63)に限られるものではなく、関係省庁が、必要に応じて連携し、各種施策を推進していくことを明らかにするため、「オ」(64)を追加する」と説明し、了解された。</p>
132	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>ワンストップセンターを全国的につくっていただきたい。</p> <p>性暴力被害を受けたときに、何度も相談することなく、安心できる場所で、医療・法律・警察・カウンセリングなどの必要な情報を得られ、ケアを受けられ、対応してもらえることはすごく重要である。せめて各都道府県に1つ、政令指定都市にも1つはつくって欲しいと思う。</p>	B	(再掲:第4-1・158～162)
133	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>ワンストップセンターの運営に際して、一つの団体に権限を与えることはせず、各地の支援団体、当事者団体、警察、医師、弁護士等だけではなく、性暴力被害にあった方々に必要になる社会資源(ex,子育て支援、就労支援、カウンセリング)との連携を密にとること。</p>	B	(再掲:第4-1・158～162)
134	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置根拠となる法律を作ってほしい。社会全体で性暴力の根絶に取り組むために法律は必要である。</p>	B	(再掲:第4-1・158～162)
135	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>国として性暴力救援センター設置・運営のための予算措置を講じ、民間機関への財政的支援による支援員の確保・医療機関への財政的支援等を早急に行えるように制度化する。</p> <p>また、性暴力被害者支援のためさまざまな機関の連携が必要だが、医療機関特に産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)を提供できる病院拠点型の性暴力救援センターの役割が重要であり、不可欠であるため設置を促進する措置を講じること。</p>	B	(再掲:第4-1・158～162)
136	第2	1	(21)	60 ～ 64	<p>骨子においては、ワンストップ支援センターは、民間が設置するものとの考え方になっている。</p> <p>性暴力被害者の支援は、人権侵害に対する支援であり、国や地方自治体が主力となるべきであり、民間で設置する場合は、県等の委託事業とするなど経費等の支援をすることを明記すべき。</p>	F	<p>(再掲:第4-1・158～162)</p> <p>ワンストップ支援センターの設置・運営主体としては、民間の犯罪被害者等支援団体のほか、地方公共団体(都道府県警察を含む)、医療機関等が考えられる。</p>

番号	重点課題別(施策番号)	意見内容	分類案	備考
137	第2 1 (21) 60 ~64	賛成である。ただし、支援者自身の経済的・精神的負担に対する支援の視点が欠如しており、支援者の負担を軽減する措置を合わせて検討すべきである。	B	(再掲:第4-1・162)
138	第2 1 (21) 62	相談がなくとも、速やかに、協力可能な医療機関のリストを作成し、開示してほしい。 また、当NPO法人が以前情報提供を求めたときは、回答がなく無視された。厚生労働省のどの部署が作成管理するのか明らかにしてほしい。	C	
139	第2 1 (21) 64	性暴力救済センター・ワンストップ支援センターにおけるコーディネーターの養成及び配置、並びに研修の充実を行うこと。また、ワンストップ支援センターの支援員の養成にあたってはジェンダー平等、男女共同参画の視点を持った性暴力被害への理解や、トラウマカウンセリングについての知識をカリキュラムに含めるべきである。	B	(再掲:第4-1・162)
140	第2 1 (21) 64	性暴力救済センター・ワンストップ支援センターの情報についてすぐに情報が入手できるようにインターネットなどでの周知を推進すること。	B	(再掲:第4-1・162)
141	第2 1 (22) 65 66	【意見】 賛成である。なお、臨床心理士の国家資格化が現在検討されているが、まだ実現されておらず、その国家資格化を要望する。 【理由】 犯罪被害者支援において臨床心理士の果たす役割が大きい。現実の事件でも臨床心理士が活動し、また、犯罪被害者支援についてのシンポジウムでは臨床心理士がパネリストとして参加することが非常に多い。臨床心理士は、弁護士と同じ民間の立場から犯罪被害者支援に従事する立場であり、弁護士のよきパートナーである。 しかし、現在、臨床心理士は財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する資格であり国家資格ではない。このため、臨床心理士の報酬についての公的援助もない。犯罪被害者に対するカウンセリングは、臨床心理士の献身的な努力によって支えられている。犯罪被害者が十分な援助を受けることができるようにするには、支援者たる臨床心理士の地位を安定させる必要がある。そのためには、臨床心理士と医師との協調関係を維持した上での、臨床心理士の国家資格化を要望する。 そして、臨床心理士の報酬についても公的な援助体制を整備する必要がある。ある弁護士会では犯罪被害者支援基金要項を定め、弁護士などの寄付で基金を運営し、犯罪被害者に対し臨床心理士が行うカウンセリングのための支援金を支出している。この弁護士会の動きが臨床心理士の報酬への公的援助制度となって発展することを願う。	E	犯罪被害者等施策の枠内のとどまらないことから、基本計画の見直しの中での検討にはなじまない。 なお、平成27年9月、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とした「公認心理師法」が成立した。
142	第2 1 (22) 65 66	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者支援において臨床心理士の果たす役割が大きい。現実の事件でも臨床心理士が活動し、また、犯罪被害者支援についてのシンポジウムでは臨床心理士がパネリストとして参加することが非常に多い。臨床心理士は、弁護士と同じ民間の立場から犯罪被害者支援に従事する立場であり、弁護士のよきパートナーである。	C	
143	第2 1 (22) 66	犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有するソーシャルワーカーの研修の実施は急務であると考えているが、例えば公益社団法人日本精神保健福祉士協会と公益社団法人日本社会福祉士の共同による研修プログラムの開発を国庫補助事業とすること等について検討いただきたい。	B	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等としてB

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
144	第2	1	(22)	66	現在の精神保健福祉士、社会福祉士等の養成カリキュラムには、犯罪被害者支援に関する知識、技術等の習得が盛り込まれておらず、今後は司法福祉といった枠組みにおいて導入することが必要と考える。	D	国家資格である福祉専門職の教育課程は、相談援助等を業とする有資格者として求められる資質や役割に基づき設定しているものであることから、特定の事項を直ちに教育カリキュラム見直しの検討項目として設定することは困難である。 なお、精神保健福祉士及び社会福祉士については、教育カリキュラムにおいて「更生保護制度」等の科目を設けていることから、教育課程で用いるテキストの中には、犯罪被害者等施策に関する内容が記載されているものもある。
145	第2	1	(23)	67	【意見】 賛成である。 【理由】 法科大学院においては、刑事裁判、民事裁判の手続に関する授業は多いが、犯罪被害者支援のための授業は少ない。法科大学院における犯罪被害者支援のための授業を実施するとともに、学生が犯罪被害者支援のボランティア活動に従事すれば、それを単位として認める等の制度が導入できないか検討を開始すべきである。	B	
146	第2	1	(23)	67	法科大学院における教育において性犯罪被害者等への理解を向上するためにジェンダー平等の視点を持ったカリキュラムを導入すること。(法曹関係における二次加害も多くある現実から、必須である)	B	
147	第2	1	(23)	67	司法試験を受験するのは予備試験ルートもあるし、法科大学院はカリキュラム的に余裕がないと思う。司法修習生、または司法試験合格者対象にしたほうがより良いと思う。	B	
148	第2	1	(23)	67	法律家養成の過程(大学、大学院、その後の司法修士課程)で、ジェンダー平等についての教育を必須にするべき。現状はジェンダー平等についてセンシティブであるかどうかは、各裁判官の個人の価値観によっている。どの裁判官にあたるかによって判断基準が違うのでは、法のもとの平等が成立しない。	B	
149	第2	1	(24) (25)	68 ~ 70	【意見】 賛成である。 【理由】 医療機関に勤務する医療スタッフは、医学教育は受けているが犯罪についての教育は受けていない。弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。	B	
150	第2	1			性暴力被害についての対応等について、もっと身近な医療機関でも実施してもらえるように数を増やしてほしい。(なかなか大きい病院に受診を勧めても、行ってもらえない場合がある)。協力が得られる診療所(個人クリニック)もリストアップしてもらいたい。	B	
151	第2	1			婦人科、泌尿器科や肛門科、外科、精神科等全ての科において、女性のみならず全ての性犯罪被害者に対応出来る医療体制を整えること。	B	
152	第2	1			保健医療サービスの提供として、主にPTSD治療についての施策が挙げられているが、犯罪被害者等が示す精神的問題はPTSDに限らず、初期介入(例えば心理教育等)がPTSD予防にも有効と考えられるため、広く心の健康全般への施策の充実が必要と考える。	B	

番号	重点課題別(施策番号)			意見内容	分類案	備考	
153	第2	1		性犯罪についてのカウンセリングは、臨床心理士の資格よりも、適切な心理教育や女性の視点に立った援助ができる人材が有効である。	B		
2 安全の確保(基本法第15条関係)							
154	第2	2	(1)	71	賛成である。なお、被害者等通知制度の更なる充実と併せ、根拠となる法律の整備が図られるべきであるが、その内容は、加害者の更生を阻害するものであってはならないよう十分考慮されなければならない。 また、受刑者側に発生した事情を知らせることによって、受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから、仮釈放の審理経過、審理結果、保護観察の開始、処遇状況、終了等の経過のほか、受刑者の同意の下で、対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきであるが、情報提供時において、被害者の加害者に対する心情等も考慮して提供すべきである。	B	
155	第2	2	(1)	71	加害者の処遇状況等に関する通知書が、半年に1度ご遺族に届くが、ご遺族からは刑務所での状況が具体的にわかるよう通知してほしいとの意見が多く聞かれることから、改善の検討をお願いしたい。 また、犯罪被害者等が加害者の心情等を知ることの出来るような記載を増やしてほしい。多くの方から、加害者は本当に反省しているのか、どのようなことを考えて過しているのか分からないという話を聞く。	B	
156	第2	2	(1)	71	賠償請求のため、保護観察所に加害者の住所を訊くが、教えてもらえない。そのため権利行使ができないのは、制度の不備である。弁護士法に基づき照会した場合、知らせることを原則化してほしい。	E	個別事案により判断すべきものであり、原則化の是非については本計画の中での検討になじまない。
157	第2	2	(2)	72	賛成である。ただし、警察の強い主導性と、刑の執行・保護処分執行後も再被害防止のために警察が加害者に関する出所情報を得て加害者を監視し得ることについて懸念がある。そこで、警察において再被害の防止の必要性を認定するに当たり、被害者からの再被害防止の申し出があることを要求するなど、警察が情報提供を受けるにあたりその手続、要件を明確にすべきである。	F	「再被害防止要綱の改正について」(平成19年6月11日付警察庁丙刑企発第23号等)において、警察が情報提供を受けるに当たっての要件、手続等を規定している。
158	第2	2	(3)	73	子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を持つ者に対し、出所後の住居状況等の定期的な確認を含めた対策に「努める」とあるが、これを「一定期間は義務化」や「できる限り行う」等程度を強めることを提案する。 実際に大阪府では子供への性犯罪の前歴者に住所の届け出を義務付ける条例もある。また、定期的に居住状況を確認するとともに、前歴者に対する再犯防止の支援、プログラムも行ったらより良いのではないかと考える。	B	
159	第2	2	(3)	73 74	施策に反対ではないが、警察における警戒がどこまで実効性があるか、検証の必要がある。また、警察が被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。	F	「再被害防止要綱の改正について」(平成19年6月11日付警察庁丙刑企発第23号等)において、被害者の相談等に基づき実施する旨規定している。
160	第2	2	(4)	75	暴力団から危害を受けるおそれのある者の認定についての透明性の確保が重要である。また、警察は、暴力団から危害を受けるおそれのある者については、公平に取り扱う必要がある。	B	
161	第2	2	(5)	76	賛成である。さらに、保釈の可否のみならず保釈が許可された場合の制限住居ほか遵守事項についても、犯罪被害者の意見を可及的に反映すべきである。	B	(再掲:第3-1-122)
162	第2	2	(5)	76	保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなどの安全確保手段の追加として、犯罪加害者保釈後は加害者、被害者の近況調査を行う等の再犯防止対策が必要。但し、例えば性犯罪のような、被害者の精神的自立を妨げると考えられるものはこの限りではない。	B	(再掲:第3-1-122)

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
163	第2	2	(5)	76	保釈被害者等に保釈申請などの結果を連絡するとあるが、被害者に影響が出ないことを最優先に、保釈者の生活拠点などが変更した場合など、ある程度継続的に被害者に対して連絡すべきではないかと考える。	B	(再掲:第3-1-122)
164	第2	2	(5)	76	被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無辜の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。 また、刑事訴訟法第89条の5では、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある」と認められる場合は、権利保釈が認められないことになるが、ここでいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。 したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。	B	(再掲:第3-1-122)
165	第2	2	(6)	77 78	【意見】 賛成である。 【理由】 現在も関係諸機関は連携して被害者の保護にあっているが、連携をさらに充実させることが必要である。とりわけ、配偶者暴力とその子どもの問題は、個別に捉えられる問題ではない場合も多く、特に、婦人相談所と児童相談所等の更なる連携が求められる。 ただし、ここで体制を構成している教育、福祉、警察等の各機関は、各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており、その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば、被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が、被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとすれば、教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし、また、被害少年の承諾なくして情報が伝達されるおそれがあると知れば、安心して教師に打ち明けることもできなくなる。 ことに少年事件の場合、自分より上の立場にある少年に恐喝されて、やむなく自分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結び付いている場合も多い。被害情報を打ち明けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊が著しいため、慎重な配慮が必要である。	B	
166	第2	2	(7)	79	賛成である。なお、性犯罪の被害者等に限らず、被害者特定事項の秘匿は単なる運用上の措置ではなく、刑事訴訟法第290条の2に基づく法律上の措置とされていることについても周知を徹底させるべきである。	B	
167	第2	2	(7)	79	性犯罪被害者の住所・氏名は特別の必要性がある場合以外は被告人弁護士にのみ知らせて被告人には知らせないようにすること。(これまでも、不手際から情報が洩れて危険な状況が発生していることから、是非必要)	B	
168	第2	2	(7)	79	性犯罪被害者の安全を脅かす行為をした被告人弁護士や司法関係者に対する罰則規定を検討すること。場合によっては彼らの地位を剥奪することも視野に入れるべきである。	D	性犯罪被害者の安全を脅かす行為に対する罰則については、脅迫罪(刑法第222条)、強要罪(刑法第223条)、秘密漏示罪(刑法第134条)及び秘密漏洩罪(国家公務員法第109条第12号、第100条第1項)等が既に存在している。また、性犯罪被害者の安全を脅かす行為をした者が公務員の場合には、懲戒処分の対象となり、免職されることもあり得る(国家公務員法第82条)。また、弁護士の場合も懲戒処分の対象となり、除名処分となることもあり得る(弁護士法第56条)。

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
169	第2	2	(7)	82	<p>被害者の住所情報につき、各市町村においては総務省通知に基づく支援決定及び住民票の写しの不交付決定等の処分により、住所情報の保護が図れているが、現行の取り扱いでは、加害者が第三者(被害者と債権債務の関係がある者等)を通じて住民票の写し等を請求した場合、あるいは、加害者が、被害者を相手方として民事裁判を提起することを目的として疎明資料を添付して住民票の写し等を請求した場合など、これらを「不当な目的」として市町村が不交付決定処分をするのはおおよそ困難であって、対応が各市町村にゆだねられており、判断がまちまちとなつてしまい、被害者の住所情報の保護の制度としては不十分であることを指摘せざるを得ない。</p> <p>また、加害者が、被害者からの損害賠償請求等を回避するため、この制度を利用して、住所が相手方に知られないようにし、被害者支援を妨げていると強く疑われるケースも見受けられるようになっている。</p> <p>被害者からの申出により、被害者の住民票の住所欄に、代理人弁護士等の事務所所在地や、市役所・警察署の所在地を記載することも許容するなど、現在の取り扱いを大幅に見直ししなければ、各市町村の負担が増えるばかりか、当事者にとっても、住所漏洩の不安がぬぐえず、被害者の保護・支援につながらないものと思われる。</p>	B	
170	第2	2	(7)	82	<p>DV、ストーカー、児童虐待以外の犯罪も、本人の申請に基づき、住民票、戸籍等を閲覧制限(有罪判決となった強姦の半数は、被害者と加害者が顔見知り)</p>	D	<p>【総務省】 住民基本台帳制度においては、既に平成18年及び平成19年の法改正により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等を第三者が請求できる事由は限定されており(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2、第12条の3)、現行制度において単なる顔見知りということのみをもって閲覧等の請求をすることはできない。</p> <p>また、閲覧等を制限するDV等支援措置についても、平成24年の改正により、支援措置の対象に「児童虐待及びその他これらに準ずる行為」を追加しており、既に対応済みである。</p> <p>【法務省】 平成19年の法改正により、第三者が戸籍謄本等を取得できるのは、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限られている(戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第1項)。よって、現行制度においても単なる顔見知り戸籍謄本等を取得することはできない。</p> <p>【国土交通省】 運輸支局等における取扱いについては、平成18年の法改正により、何人も登録事項等証明書の交付請求をする際においては、不当な目的によることが明らかとなるとき又は不当な目的に使用されるおそれがあることその他請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条)。よって、現行制度においても単なる顔見知りということのみを</p>

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
							もって登録事項等証明書を取得することはできない。 軽自動車検査協会では、検査記録事項等証明書の請求ができるのは自動車の所有者本人に限られている(道路運送車両法(昭和26年法律185号)第72条の3)。よって、現行制度において単なる顔見知りということのみをもって証明書の請求をすることはできない。また、請求を制限するDV等支援措置についても、本取扱の開始より「配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びその他これらに準ずる行為」を対象としており、既に対応済みである。
171	第2	2	(7)	83	【意見】 被害者の実名発表については慎重を期す必要があり、犯罪被害者等が匿名発表を望む場合は、原則として実名発表をすべきでない。 【理由】 マスコミによる報道の自由の射程範囲は、被害者の意思に反して自由に警察から実名発表を受けることについてまで及ぶものではないと考えられる。また、国民の知る権利についても同様で、立法ないし行政権行使に対する民主的統制に関わる場合等を除いて、被害者のプライバシーに優先するものではないと解すべきである。不慮の事態に巻き込まれた犯罪被害者等のプライバシーについては、十分な保護が図られるべきである。	B	(再掲:第5-1・253)
172	第2	2	(7)	83	警察よる被害者の匿名、実名報道についてプライバシー保護と知る権利などの公益性を総合考慮し個別具体的に対応しているが、警察の一方的判断ではなく、被害者の意思を十分に尊重し、警察とメディアが協議を行い、共通の報道の基準を作りプライバシーの保護と報道の公益性のバランスを明確にすべきだと考える。違反した報道には行政指導及び業界内での処分を求めるべきである。	B	(再掲:第5-1・253)
173	第2	2	(7)	83	【意見】 警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。 【理由】 犯罪被害者等に関する情報の保護として、警察による犯罪被害者等の匿名発表を容認するかの如き表現が見られる。 しかし、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障をきたすおそれがある。 確かに、犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責任において自主的・自立的に決定すべき事柄であって(この点は、今後、マスメディアにおいて真剣な検討を行う必要がある)、警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは、報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らして是認できない。	B	(再掲:第5-1・253)
174	第2	2	(7)		厚生労働省もこの保護を行う行政機関に含めるべきと考える。 親族による犯罪の被害に遭った者も多くいるとおもわれるが、医療情報、健康保険といった厚生労働省所管の業務が取り扱う情報から被害者についての情報が漏れる事も多いので、DVに限らずこの保護は行うべきであると考え。労働関係についても同様であり、犯罪被害者等において厚生労働省が関わるべき情報の保護分野は多く、ここで厚生労働省を外しての情報の保護はなし得ないものとする。	F	犯罪被害者等の受診情報の取扱いについては、「犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い」(69)において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう適切に対応する旨が盛り込まれている。

番号	重点課題別(施策番号)			意見内容	分類案	備考	
175	第2	2	(7)	探偵業務に対し、DV・ストーカー被害者の所在を加害者に知らせてはいけないということを徹底すること。逗子ストーカー殺人事件の場合には加害者が探偵に依頼して被害者の住所を探したとされているが、殺人に至った場合に探偵にも責任が問えるような仕組みを検討してほしい。	B		
176	第2	2	(7)	スマホやPCなどで被害者の居場所を把握されてしまう危険性について広く広報すること。	B		
177	第2	2	(8)	84 85	賛成である。なお、一時保護所において、犯罪被害者が医学的、心理的に援助を受けられるようにする必要がある。	B	(再掲:第1-3・24, 25)
178	第2	2	(9)	86 ~89	子どもの人権の保障の重要性の再確認、児童相談所の権限の整備拡充と司法関与の整備、親への働きかけのための柔軟な親権制限制度の導入と司法関与の整備が必要であると思料する。	B	
179	第2	2	(9)	87	「学校・教育委員会への的確な対応を促す」となっているが、文科省において、「学校・教育委員会に的確な対応を促す」のではないか。 また、文章の切れ目がわかりづらく、意味不明瞭な文章である。教育行政を担う文科省が作成した文章として非常に恥ずかしい。	A	下記の通り修正する。 文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。
180	第2	2	(9)	87	学校教育関係者などが通告しやすい環境づくりが必要。具体的には、国側である程度の通告基準を定めたり、また、文書や匿名での通告が可能である旨等を、通告義務の存在と共に併せて周知するべきである。	B	
181	第2	2	(9)	87	学校教育関係者と児童相談職員との教材や合同研修を促すとあるが、義務にしないと不徹底に終わってしまうと思う。ただ全員参加となると現実的ではないので、管理職の人や代表などの参加を義務づけて、虐待などの発見するポイントなどを全員で共有できる体制を整えるべきではないかと考える。	B	
182	第2	2	(9)	89	医療機関に勤める医師として意見を述べる。最近、児童相談所の対応が不十分であると感じるケースがあったが、県の担当者に尋ねても、「児童相談所を直接監督する役割はない。医療機関からの意見として伝言するのみである」「ケースに関連した監査等は行ったことがない」との返答であった。 医療機関の長から児童相談所の長に正式な書面等を出せば対応が改善した可能性はあるが、現場でそこまでの対応はできない場合も多い。 児童相談所全体の質の向上、あるいは不均衡の是正に関して、国で何らかの対策をご検討頂きたい。	D	厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っている。 ○第3次犯罪被害者等基本計画案骨子 関連施策番号218
183	第2	2	(10)	90	賛成である。	C	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
184	第2	2	(11)	91	加害者に対する教育の中で、被害者の視点を取り入れた教育等を行うべきであり、非行少年の立ち直りといっても、加害者中心の思考であってはならない。あくまで、犯罪被害者等基本法の趣旨から、犯罪被害者の心情に配慮した施策を実施すべきである。	D	(再掲:第3-1・142) 少年院では、特定生活指導として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しているほか、生活指導においても、「被害者心情理解指導」を実施しており、被害者の心情に配慮した施策を実施している。
185	第2	2	(11)	91	現在行われている「被害者の視点を取り入れた教育」は、一般的な犯罪被害者等の実情や心情について学ばせたり、ロールレタリングなどを通じて、加害者に自分が被害を与えた被害者等の心情等を想像させたりするに留まっており、特定の加害者とその者が被害を与えた被害者との接点を持たせるには至っていない。 しかし、個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており、被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には、修復的司法を取り入れるなどして、加害者と被害者の関係調整を図る等の取組が必要である。	B	(再掲:第3-1・142)
186	第2	2	(11)	91	男性加害者への「加害者更生プログラム」の構築や実施が必要。加害者へのアプローチが、被害者支援にも役立つことがあると思われる。	B	(再掲:第3-1・142)
187	第2	2	(11)	91	加害者には、必ず心理プログラムにより認知の歪みの修正を行い、再犯による被害を最大限予防していただきたい。	B	(再掲:第3-1・142)
188	第2	2	(11)	91	矯正施設で収容者に被害者が講話をすることは、彼らの反省を促し、大切だと思う。遺族は、苦しい気持ちを乗り越え出掛けている。辺鄙な場所にあるためみんな苦労して出向いている。原則、最寄り駅までの送迎の相応の予算措置を願いたい。現状は、あまりに少なすぎる。	B	(再掲:第3-1・142)
189	第2	2	(13)	95	諸外国では、有罪判決を受けた性犯罪者を、GPS装着により監視するという取り組みがあるそうだが、日本も同じように性暴力の被害者の安全確保のため、同様の監視方法を導入すべきだと思う。	B	海外における取組の一つとして参考扱いとする。
190	第2	2	(13)	95	犯罪被害者を再被害から守るために、加害者に犯罪被害者への接近と接触をさせない法制を検討するべきである。	B	
191	第2	2	(13)	95	賛成である。	C	
192	第2	2			犯罪被害者に加害者との接触を強制することは、犯罪被害者の安全と被害から回復する権利を侵害するものであるが、現在、家庭裁判所では、DV被害者と子供にDV加害者との面会交流を原則的に強制している。このような裁判所の法の運用は改めるべきであり、早急に犯罪被害者支援のための調査をするべきである。	E	裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難である。
193	第2	2			保釈、仮釈放ならびに出所にあたっては、情報提供に加え、被害者の希望に応じたパトロールの強化等、再被害を防ぐ取り組みを徹底	B	

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
194	第2	3	(1)	96	「性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し」とあるが、男性の性被害者も実は多数存在する。しかし、性暴力被害に遭うのは女性という偏見のもと、女性以上に誰にも相談できない人がほとんどである。男性の性被害について理解するための研修の実施も求める。	B	
195	第2	3	(1)	96 ～ 107	賛成である。職員等に対する研修等は、今後も継続的に実施される必要がある。	C	
196	第2	3	(1)		職員等に対する研修において、被害当事者・支援者の講演や、事例を通じたグループワークの活用など実効性のある内容を実施すること。特に性犯罪被害に関する研修においてはジェンダー平等・男女共同参画の視点を持った研修が必要である。	B	
197	第2	3	(1)		犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成にあたって、特に性犯罪被害者等の支援に関する専門職として、フェミニストカウンセラーの養成及び研修の実施を促進する必要がある。	B	
198	第2	3	(1)		職員等に対する研修において、有識者(弁護士、医師、臨床心理士、大学教授)に限定したものではなく、地元で活動している性暴力被害者支援団体や当事者などを率先して呼ぶこと。	B	
199	第2	3	(1)		障がいを持った被害者からの事情聴取においても配慮すること。 また、障害被害者を証言台に立たせぬ裁判方策を求めたい。事件を新たに想起させぬ配慮は健常女性にとっても重要な要素だが、障害女兒・女性への真剣な取り組みの展開に期待したい。	B	
200	第2	3	(2)	108	女性警察官の拡充が必要。性暴力被害についての知識・スキルを有する警察官を各署に配置する。	B	
201	第2	3	(2)	108	【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者の二次被害防止に資すると考える。ただし、常に女性警察官が対応できるわけではなく、最初の対応窓口となるのは交番であることも多いと思われるため、広く警察官全般に対し、性犯罪被害者支援の研修を充実させるべきである。	C	
202	第2	3	(3)	109	賛成である。	C	
203	第2	3	(3)	109	1:コメント:事情聴取では、是非「被害児童からの客観的聴取技法に関する提言」(警察庁生活安全局少年課保護対策係、平成22年)、「被害児童からの客観的聴取」(警察庁生活安全局少年課、平成23年)をご活用いただきたい。これらの提言、聴取法には「録音録画」は含まれていないが、最大限の情報を正確に記録するため、「録音録画」もご検討いただきたい。 2:背景:ここで掲げられている方法は、科学的エビデンスのある「司法面接 (forensic interviews)」の手續に則っている。また、現場では、技術も浸透している。北海道大学では平成20年より、児童相談所職員、警察官、検事等に研修を行い、これまでに2,500人が受講している。司法面接は児童相談所の約8割で使用され、警察学校等でも研修が行われるようになり、検察庁でも使用される例が増えている。 被害者・児童には、こういった方法で聴取していただきたい。	B	

番号	重点課題別(施策番号)				意見内容	分類案	備考
204	第2	3	(3)	109	被害児童からの事情聴取においては、関係機関の職員が「司法面接」の研修を地域格差なく受けられるようにすること。(特段の配慮が必要なので、「司法面接」以前の対応についても研修すること)	B	
205	第2	3	(3)	109	児童からの聴き取りとくに性虐待に関して「協同面接」を取り入れることに賛成する。実際に使い勝手のよいチャイルドファーストTM司法面接法を取り入れて実績をあげてもらいたい。2次被害の痛手は非常に深刻で大きい。現状では、加害者は野放しだ。児童の負担に配慮し、かつ加害者を確実に処罰できるよう、多職種のメンバーが集合しやすく、しかも事前に共通理解がなされた関係を構築した上での多機関連携体制が求められる。そのための工夫が凝らされる必要がある。形ばかりであっては、効果は生めない。	B	
206	第2	3	(3)	109	「司法面接」において録音録画された記録を公判で証拠として活用できるような法制度整備を行うこと。(被害者への負担軽減は、様々な意味で必要である)	B	
207	第2	3	(3)	109	検察庁における聴取において多機関面接の手法での司法面接を取り入れること。	B	
208	第2	3	(4)	110	ビデオリンクに関して、医療機関に勤務する医師として意見を提出する。 最近担当した性被害でのPTSD患者が、担当する弁護士から「ビデオリンクでは加害者にあなたの顔が丸写しになるので、やめたほうがよい」と言われたので、ビデオリンクをとりやめたと聞いた。また、別の性被害患者からは、「裁判でビデオリンクを行ったが、加害者の発言内容を裁判長が繰り返し語ってきたので、裁判長の顔が加害者の顔に見えてきた。裁判長の顔がアップでビデオに映っていたので、引いてもらった」という発言を聞いている。 以上のように、ビデオリンクについては、具体的にどのような操作を行うものなのかについて、弁護士への周知も不徹底であり、また、被害者本人・被害者を支える担当者への具体的内容の説明も十分ではない。また、ビデオリンク使用が被害者にとって新たな負担にならないような配慮も必要である。これらについて十分ご検討頂きたい。	B	
209	第2	3	(4)	110	裁判の際、被害者にとって、できるだけ苦痛の少ない方法を導入すべきである。 (被害者のために安心して話せるよう別室を設ける、ボイスレコーダーや紙面への記録による被害の記述を、資料として認める、また裁判の際、被害者支援の訓練を受けた専門家—セラピスト、弁護士、法務関係者、精神科医など—の被害者への付添を義務化するなど)	B	
210	第2	3	(4)	110	賛成である。被告人の防御権や弁護人の弁護権といった被告人のための手続的保障との均衡を図りながら、犯罪被害者の保護措置を充実すべきである。	B	
211	第2	3	(5)	111	賛成である。なお、全国各地の警察にどの程度の施設が存在するのか、あらためて検証する必要がある。	C	
212	第2	3	(6)	112	賛成である。専用待合室の設置は当然である。	C	
○ その他							
213	第2				性暴力被害者が人工妊娠中絶をする際に配偶者からの同意書が必要ないようにすること。(「同意を得る」ことがいかに現実的ではないか、認識してほしい)	E	第19回基本計画策定・推進専門委員等会議における「男女共同参画会議の検討結果を踏まえることとされた要望意見に対する対応」の検討で、「配偶者の同意なしによる妊娠中絶」については、検討の対象外とすることが了承された。